

## 法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	-
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 - - 被相続人との続柄 ( )		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 - - 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
必要な写しの通数・交付方法	通 ( <input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送 ) ※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。		
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。)	
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
<p>上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。</p> <p>申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。</p> <p style="text-align: center;">(地方) 法務局 支局・出張所 宛</p>			
<p>※受領確認書類(不動産登記規則第247条第6項の規定により返却する書類に限る。)</p> <p>戸籍(個人)全部事項証明書( 通), 除籍事項証明書( 通) 戸籍謄本( 通) 除籍謄本( 通), 改製原戸籍謄本( 通) 戸籍の附票の写し( 通) 戸籍の附票の除票の写し( 通) 住民票の写し( 通), 住民票の除票の写し( 通)</p>			

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付

受取

## ● 申出書の記入例

### 法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和 〇年 〇月 〇日	法定相続情報番号	- - -
被相続人の表示	氏名 法務 太郎 最後の住所 〇県〇市〇町〇番地 生年月日 昭和〇年 〇月 〇日 死亡年月日 平成〇年 〇月 〇日	住所 〇県〇市〇町〇番地 氏名 法務 次郎 連絡先 090-1234-5678 被相続人との続柄 ( 子 )	
代理人の表示	住所 (事務所) 氏名 連絡先 申出人との関係 一 法定代理人 □委任による代理人		
利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 不動産登記 □預貯金の払戻し □相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
必要な写しの通数・交付方法	4 通 ( □窓口で受取 □郵送 ) ← <small>※郵送の場合、送付先は申出人 (又は代理人) の表示欄にある住所 (事務所) となる。</small>		
被相続人名義の不動産の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <small>(有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。)</small> 〇市〇町〇丁目〇番		
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 □被相続人の最後の住所地 <input checked="" type="checkbox"/> 申出人の住所地 □被相続人名義の不動産の所在地		
<p>上記被相続人の法定相続情報一覧図を列添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。</p>			
〇〇 (地方) 法務局 〇〇 支局・出張所		宛	
<p>※受領確認書類 (不動産登記規則第247条第6項の規定により返却する書類に限る。) 戸籍 (個人) 全館事項証明書 ( 通 )、除籍事項証明書 ( 通 ) 戸籍謄本 ( 通 ) 除籍謄本 ( 通 )、改製原戸籍謄本 ( 通 ) 戸籍の附票の写し ( 通 ) 戸籍の附票の除票の写し ( 通 ) 住民票の写し ( 通 )、住民票の除票の写し ( 通 )</p>			

申出をする年月日を記入してください。なお、郵送による申出の場合には、登記所に申出書等が届いた日を申出年月日として取り扱いますので、ご了承ください。

申出人の住所、氏名、連絡先及び被相続人との続柄を記入してください。

一覧図の写しの利用目的をエックバ又は記入してください。その他欄に記入する場合は、単に「相続手続」とせず、具体的な相続手続の名称 (例えば、「株式の相続手続」等) を記入してください。

被相続人名義の不動産の有無をエックバした場合、不動産所在事項又は不動産番号を記入してください。なお、不動産が複数ある場合は、そのうちの一つを記入することで差し支えありませんが、「申出先登記所の種別」欄において申出先登記所を「被相続人名義の不動産の所在地」と選択した場合は、記入した被相続人名義の不動産が申出先登記所の管轄内のものがある必要があります。

申出先登記所の登記所名を具体的に記入してください。なお、管轄の登記所は、法務局ホームページの「管轄のご案内」からお調べいただけます。

黒太枠内の事項を記入してください。

被相続人 (亡くなられた方) の氏名、最後の住所、生年月日及び死亡年月日を記入してください。

(代理によって申出をする場合) 代理人の住所、氏名、連絡先を記入し、申出人との関係が法定代理人・委任による代理人のどちらであるかをエックバしてください。

一覧図の写しの必要通数を記入するとともに、一覧図の写しの受取 (戸籍謄抄本の返却を含む) 方法について、窓口で受取・郵送のどちらであるかをエックバしてください。

なお、郵送による場合は、返信用の封筒及び郵便切手が必要です。受取人また、窓口で受取をする場合は、受取人の確認のため、「申出人の表示」欄に記載した住所及び氏名と同一のものが記載された公的書類を持参してください。

申出をする登記所は、以下の地を管轄する登記所のいずれかを選択してください。

- ①被相続人の本籍地 (死亡時の本籍)
- ②被相続人の最後の住所地
- ③申出人の住所地
- ④被相続人名義の不動産の所在地

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付	受取